



第5次  
美瑛町まちづくり総合計画  
(平成28年～平成37年)

豊かな自然と個性あふれる文化が輝く  
丘のまちびえい

平成28年1月15日  
北海道美瑛町



## 美瑛町第5次総合計画策定にあたって

我が国においては、人口減少社会が現実のものとなり、経済・産業や社会保障など、暮らしの礎となるさまざまな制度の見直しが必要となっており、地球規模での環境問題の深刻化やT P Pなど、一国だけでなく、グローバルな視野を持って取り組みを進めるべき課題が山積しています。

こうした時代背景の中、それぞれの地域が独自の発想により、積極的に課題解決に向けた施策を進めることが求められており、地方分権の進展にともなって、基礎自治体である市町村の役割は、より一層重要なものとなっています。

美瑛町はこれまで、雄大で緑豊かな自然環境や農林業の営みを中心として、まちの誇りであるこれらの地域資源を生かした取り組みを全国・全世界に発信しながら、積極的なまちづくりを進めてまいりました。

少子高齢化・人口減少の問題は本町においても例外ではなく、今後は、特に若い世代の人口減少・流出が顕著となることが予想されています。しかしながら、本町では昭和35年をピークに人口減少が進んでおり、避けては通れない課題としてとらえて、その時々に必要な事業を最優先にして施策を推進してまいりました。

本計画では、まちの将来像を「豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえい」とし、雄大な十勝岳連峰と恵まれた自然環境の中で町民が心身ともに豊かに暮らし、町内・町外を問わず、多くの方々に愛されるまちを目指して取り組みを進める所存です。町民の皆様におかれましては、今後とも計画の推進・実行にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様、町議会の皆様、並びにまちづくり委員会をはじめとする関係各位に対しまして、改めて厚く感謝を申し上げます。

平成28年3月

美瑛町長 浜田 哲



# 目 次

<b>第Ⅰ部 総論</b> .....	1
I-1 計画策定の趣旨 .....	3
I-2 計画の性格 .....	4
I-3 計画の構成と期間 .....	5
<b>第Ⅱ部 基本構想</b> .....	7
II-1 まちづくりの視点 .....	9
II-2 将来像 .....	11
II-3 分野別施策の方向 .....	14
<b>第Ⅲ部 基本計画</b> .....	17
III-1 足腰の強い産業づくり .....	19
1. 農業 .....	19
2. 林業 .....	26
3. 商工業 .....	29
4. 観光業 .....	32
(1) 観光の振興 .....	32
(2) まつり・イベント .....	36
(3) 移住・定住 .....	38
(4) 白金エリア構想 .....	40
(5) 白金泉源対策 .....	42
III-2 とともに支え合うまちづくり .....	43
1. 地域福祉 .....	43
(1) 地域福祉 .....	43
(2) 児童福祉 .....	45
(3) 高齢者福祉 .....	48
(4) 障がい者福祉 .....	50
2. 保健・医療 .....	52

(1) 保健 .....	52
(2) 医療 .....	55
3. 社会保障 .....	57
(1) 社会保障医療給付 .....	57
(2) 国民健康保険 .....	58
(3) 後期高齢者医療・介護保険 .....	59
(4) 国民年金 .....	60
<b>Ⅲ-3 まちを動かす人づくり .....</b>	<b>61</b>
1. 学校教育 .....	61
(1) 学校教育 .....	61
(2) 小規模校における複式教育 .....	64
(3) 教育環境整備 .....	65
2. 幼児教育 .....	67
3. 生涯学習 .....	68
(1) 社会教育 .....	68
(2) スポーツ・レクリエーション .....	70
(3) 人材育成・交流 .....	71
(4) 芸術文化 .....	72
(5) 図書館 .....	73
(6) 郷土学館 .....	75
(7) 文化財 .....	77
<b>Ⅲ-4 安全・安心なまちづくり .....</b>	<b>78</b>
1. 都市計画 .....	78
(1) 市街地形成 .....	78
(2) 住宅環境 .....	80
(3) 道路・橋梁 .....	82
(4) 公園・緑地 .....	84
(5) 雪対策 .....	87
2. 水道 .....	89
(1) 上水道 .....	89
(2) 下水道 .....	90
3. 衛生 .....	92

(1) 環境衛生.....	92
(2) ごみ処理.....	94
(3) し尿処理.....	96
4. 防災・消防・救急.....	97
(1) 地域防災.....	97
(2) 治山・治水.....	99
(3) 消防・救急.....	101
5. 交通.....	102
(1) 交通.....	102
(2) 交通安全.....	104
6. 防犯（犯罪被害相談）.....	106
7. 新エネルギー.....	107
<b>Ⅲ-5 みんなで歩むまちづくり.....</b>	<b>108</b>
1. 町民参加・協働.....	108
(1) 町民参加・協働.....	108
(2) 日本で最も美しい村づくり.....	110
(3) 十勝岳ジオパーク.....	112
(4) 景観づくり.....	114
(5) 企業・大学との協働連携.....	115
2. 情報化.....	116
3. 行政.....	118
4. 財政.....	120
<b>資 料 編.....</b>	<b>123</b>
1. 第5次美瑛町総合計画 策定経過.....	125
2. まちづくり委員会 委員一覧.....	126
3. まちづくりアンケート結果の概要.....	127
4. 用語解説.....	134



---



第 I 部 總 論



## I - 1

# 計画策定の趣旨

「丘のまち びえい」として輝きを放つ美瑛町は、明治 27 年（1894 年）、兵庫県人小林直三郎が原始林を切り拓き、この地に入植したのを起源としています。

以来、先人たちのたゆまぬ努力と、幾多の災害や十勝岳の噴火などの苦難を乗り越え、今日のまちの基盤が築かれました。

先人たちが残した功績を受け継ぎながら、私たちは努力を怠ることなく、学び、働き、生活を営み、まちづくりを進めてきました。

国内では類のない特徴ある丘陵大地と、そこで展開される農林業の営みが生み出す美しい景観は、内外の多くの人々から愛され、夢と安らぎを与え、このまちで学び、働き、このまちに暮らす私たちの誇りになっています。しかし、その農林業分野は、T P P（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意によって、今後の進展次第によっては大きな影響を受けることが予想され、基幹産業の永続的な発展とともに、地域資源である農村景観の保全に向けたより一層の対策が必要となります。

また、本町では昭和 35 年（1960 年）をピークに人口減少が続いており、地域活力が低下しないよう、様々な智慧を絞ってその対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

「第 5 次美瑛町まちづくり総合計画」は、こうした背景を受け、今後 10 年間で想定した上で、まちの将来像と取り組むべき施策を体系化するもので、美瑛町のまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

先人たちの不屈の精神を受け継ぎ、本町の未来を創造し、次の世代に渡していくことは、現代を生きる私たちの使命です。町民全体で本計画を共有し、一体となって推進していくことが求められています。

## I-2 計画の性格

「第5次美瑛町まちづくり総合計画」は、下記の性格を有します。

### 1. まちづくりの最上位計画

本計画は、今後10年間に美瑛町が進むべき方向性と、それに向けて実施すべき施策を体系づけるもので、本町が策定するあらゆる構想や計画の最上位に位置づけられる計画です。

このため、まちが直面している地域課題に対応するための計画であると同時に、国、北海道、民間が実施する事業に対しても有形・無形の働きかけができる計画とします。

### 2. 関連計画との整合

各分野におけるまちづくりの方向性を示すにあたっては、既に策定している各計画、継続展開されている各事業との関連を考慮します。また、今後において本町が策定する諸計画においては、本計画との整合性を図ります。

また、本計画は美瑛町が目指す将来像の実現のため策定する計画であることから、人口減少を食い止め、地域活力を維持することを目的に先に策定した「美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す方向や内容と整合するよう配慮します。

### 3. 地域経営視点の導入

計画の実施にあたっては、財源や人材に限りがあることから、それらをいかに有効に活用して最大限の成果をあげるかが問われることとなります。

このため、実施した事業については絶えず評価と見直しを行い、より効果的で効率的な手法を採用するなど、地方行政の経営という視点を導入します。

## I - 3

# 計画の構成と期間

## 1. 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」の2部構成とします。

### 基本構想

美瑛町が今後進むべき方向性と将来像を明らかにするとともに、各分野の施策の方向性を示すものです。

### 基本計画

基本構想で示されたまちの将来像を実現するために、施策分野別に推進すべき目標と施策を体系的に整理するものです。

## 2. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。



---



## 第Ⅱ部 基本構想



## Ⅱ-1

# まちづくりの視点

## 1. まちづくりの視点

### (1) 日本で最も美しい村

雄大な十勝岳連峰を背景にした美しい丘に広がる農村風景や「青い池」の神秘的な景観など、特有の自然環境に恵まれた美瑛町は、「日本で最も美しい村」連合の提唱者であり、先人から連綿と受け継いできたこの美しい環境を今後も維持・保全し、住む人、訪れる人全てに安らぎを与えるまちとして次代に届ける使命があります。

本町が誇る自然、景観、文化などの地域資源を大切にし、環境にやさしいまちづくりを進め、日本で最も美しい村として存在し続けることが望まれます。

### (2) このまちに生き、暮らすことの喜びと誇り

恵まれた自然と景観の中で心豊かに暮らす私たちは、日々、このまちに生き、暮らすことに誇りと喜びを感じています。

こうしたまちへの想いは、活力ある地域づくり、明日を担う人づくり、揺るぎない産業基盤づくりへの原動力となります。

喜びと誇りを力に変え、一丸となって、まちづくりへのたゆまぬ努力を続けていくことが望まれます。

### (3) 人口減少と地域づくりのあり方

人口減少が地域活力の維持・向上に影を落とす要因であることは明らかですが、人口の増減は、たゆまぬまちづくりの結果として現れるものであり、近視眼的な施策や対症療法的な施策によって効果が得られるものではありません。

本町においては、人口減少に怯むことなく、従来から継承してきた町民の幸福の創造を目的としたまちづくりを引き続き進めることとし、その結果として人口減少の抑制にも寄与するような施策展開を進めることが望まれます。

#### (4)グローバル化<sup>(※)</sup>への対応

海外からの観光客の増加、世界的に貿易自由化が加速するなど、世界との距離が近くなり、世界を意識した地域づくりが求められるようになっていきます。

高度情報化の動きもそれを後押しし、今後も一層、日々の生活や経済活動において海外との関係が緊密になることが予想されます。

絶えず幅広い見識と正確な情報収集に心がけ、グローバル化の動きに対応していくことが望まれます。

#### (5)情報発信体制の強化

日々の生活の営みによって生み出されている「丘のまちびえい」の魅力、それこそがここでしか得ることのできない貴重な財産です。この魅力を生かしたこれまでのまちづくりにより、美瑛町は都市部とは異なる価値を生み出す特色ある地域として見い出され、様々な人がそれぞれに楽しみ、活躍することができるまちとなっています。

美瑛町を舞台として「いま」どのようなことが起こっているのか、どのようなまちづくりが進んでいるのか、といった情報を効果的に発信していくことが、価値観の多様化と情報化の進む現代において重要です。「情報を誰に届けたいのか」「何の情報が必要されているのか」ということを意識し、新聞や広報紙といったこれまでの情報発信に加え、We b<sup>(※)</sup>やSNS<sup>(※)</sup>の活用を行うなど、場面に応じた情報戦略を展開していく必要があります。

魅力あるまちづくりの推進に加え、まちそのものがメディアとなり、必要な情報を適切な手段で発信していく体制の構築が望まれます。



## Ⅱ-2 将来像

### 1. まちの将来像

美瑛町が目指すまちの将来像を次のとおり定めます。

**豊かな自然と個性あふれる文化が輝く**

**丘のまちびえい**

雄大な十勝岳連峰と恵まれた自然環境、そしてこの大地に暮らす人びとの営みが放つ輝きこそが美瑛町の美しさの源です。

人と自然の共存から生まれる輝きが、住む人、来る人に感動を与える美しいまち。

ここに暮らす全ての人が、喜びと誇りを感じ、いつまでも住み続けたいと思う楽しいまち。

美味しい食や人びととの出会いに笑顔があふれるまち。

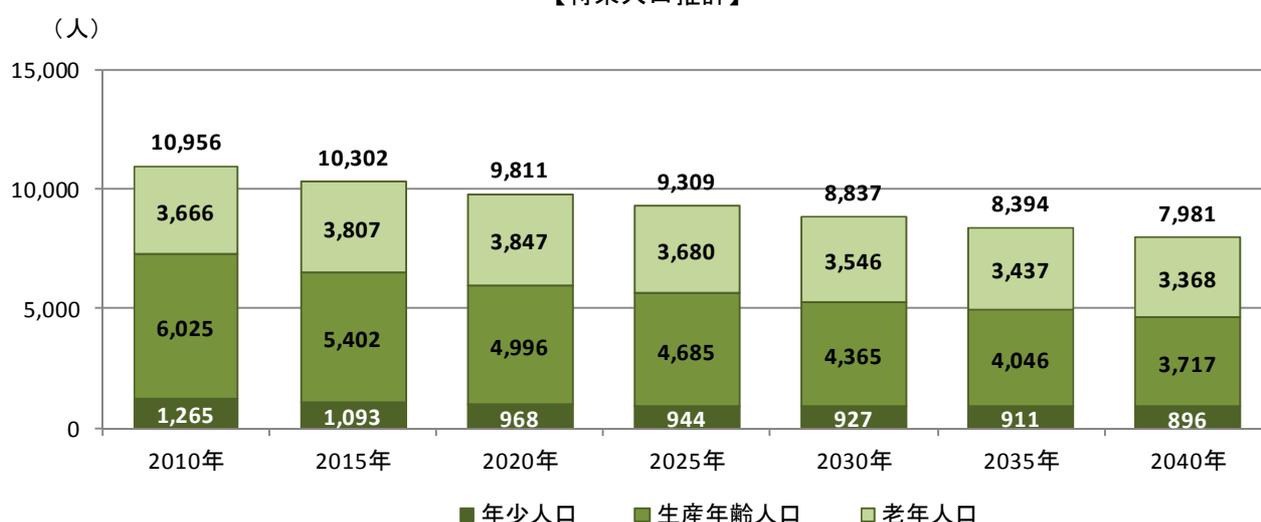
そんな美瑛町の創造を目指します。

## 2. 将来人口

平成22年（2010年）の国勢調査における人口は10,956人で、これをもとに国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口は、平成27年（2015年）で10,262人、平成37年（2025年）で8,816人となっていますが、平成27年10月末の住民基本台帳の人口は10,480人で、推計値を上回る結果となっています。

こうした現状を踏まえ、今後とも足腰の強い産業の育成による雇用の創出に努めるとともに、従来から継承してきた町民の幸福の創造を目的としたまちづくりを進め、本計画では平成37年（2025年）に9,300人程度を維持できる規模を目標とします。

【将来人口推計】



資料：美瑛町人口ビジョン（平成28年3月）－美瑛町の将来展望

## 3. コミュニティ

まちに愛着をもち、幸福に暮らせる地域を実現するためには、町民同士が手を取り合い、協働しながらまちづくりを進めることが必要です。

ボランティア精神にあふれ、相互に助け合うコミュニティの形成を目標とし、それに向けた支援を行います。

## 4. 土地利用の方向

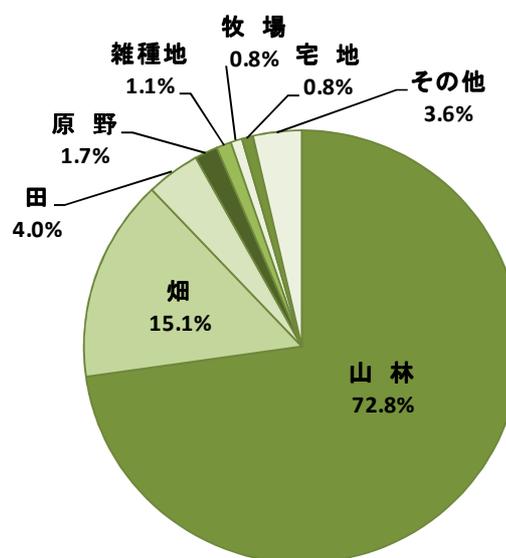
十勝岳連峰や豊富な森林地帯を背景に、波状丘陵地帯で営まれる農業が生み出す特有の景観は、美瑛町の貴重な地域資源となっています。

この優れた景観を維持しつつ、農業の生産基盤の確立を図り、景観と産業が共存し得る土地利用を前提とします。

一方、森林は、木材生産はもとより防災、大気浄化、生物保護、水源かん養等、生活を支える多様な機能を有していることから保全と育成を図ります。

【土地利用の現状】

	面積(ha)	地目別割合
山林	49,253	72.8%
畑	10,244	15.1%
田	2,704	4.0%
原野	1,151	1.7%
雑種地	751	1.1%
牧場	568	0.8%
宅地	565	0.8%
その他	2,442	3.6%
総面積	67,678	100.0%



(平成 27 年 1 月 1 日現在)

資料：美瑛町

## Ⅱ-3

# 分野別施策の方向

### 1. 足腰の強い産業づくり（P19～）

足腰の強い産業の存在は、まちの安定した経済基盤の確保と雇用の創出を図る上で欠かすことのできない条件です。

基幹産業である農業、林業の振興を図り、経済の基盤を強化するとともに、6次産業<sup>(※)</sup>の振興を図り、農林業・商工業・観光業の連携を促進します。

農林業の営みが生み出す丘陵地の美しい景観は、観光資源としての価値を生み、観光産業の発展を支えています。観光業の振興を図りつつ、農林業と観光業が共存する地域づくりを進めます。

### 2. とともに支え合うまちづくり（P43～）

年齢や性別を問わず、誰もが健やかに暮らすことのできる地域の創造は、まちづくりの基本です。

全ての町民が安心して暮らせる地域福祉の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携体制を整備します。

一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる地域づくりを目指し、ボランティア活動の振興や互いに助け合う気持ちの醸成を図ります。

### 3. まちを動かす人づくり（P61～）

まちづくりの主役は、美瑛町に暮らす全ての町民です。

健やかな心身と確かな知識、難題を恐れずに行動できる児童・生徒・青少年を育成するとともに、乳幼児教育、家庭での教育にも力点を置きます。

確かな学力と強靱な体力に加え、国際化、情報化といった時代の流れに対応できる知識・技能の習得や、これからの地域づくりに必要なコミュニケーション力の養成に向けた学校教育を促進します。

芸術文化、スポーツ、趣味・教養など、年代や境遇に関係なく、いつでも、好きな時に学び、参加できる生涯学習環境を整え、町民の学びのニーズに応えます。

## 4. 安全・安心なまちづくり（P78～）

全ての町民が安全な環境の中で日々の暮らしを送り、安心して生活できる基盤の整備は、まちづくりの基本です。

持続的、計画的な土地利用を図るとともに、自然景観の保全・美化を推進し、「丘のまちびえい」の魅力を維持・発展させていきます。

生活に欠かせない社会基盤については、本町特有の自然環境と調和した整備と維持管理に努めます。

十勝岳噴火への対応をはじめ、防災対策を強化し、町民の生命と財産を守る防災体制の整備や訓練の機会を拡充します。

## 5. みんなで歩むまちづくり（P108～）

これからのまちづくりには、町民、企業、学校、行政が手を取り、智恵を出し合い、互いに協力していくことが必要です。

対話、交流、懇談など、多様な手段を活用することで、まちづくりの意向や意見を把握し、それを施策に反映していきます。

地域に開かれ、効率的な行政運営に努めるとともに、財政の効率化を図り、永続的に発展していくための基盤を構築します。





---



第Ⅲ部 基本計画



## Ⅲ-1

# 足腰の強い産業づくり

## 1. 農業

### 現状と課題

農業は、美瑛町の基幹産業として極めて重要であり、生産力の向上による競争力向上もさることながら、美しい農村景観による観光への波及など、多面的な役割を有しており、総合的な振興を図る必要があります。

こうした中、先般のTPP<sup>(※)</sup>（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意により、本町の農業が大きな影響を受ける可能性も予想されており、正確かつ迅速な情報の収集と対応を図り、美瑛産農畜産物の競争力を維持し、永続的な発展を目指す環境づくりが求められています。

生産者が、将来にわたって安心して農業経営が行えるよう、営農環境整備を行うとともに、新規就農者を含めた担い手の育成が重要となっています。

また、美しい丘陵地に広がる農村景観を生かし、「美瑛ブランド」による農産物の流通や6次産業化を進めていくことも重要な課題です。

#### ①農畜産物生産振興

稲作については、JAびえいが「美瑛米」のブランド化を展開しており、これを後押しする形で品質の向上や販路拡大に向けた取り組みなどに対する支援を行っています。

畑作については、畑作4品目（小麦、ばれいしょ、豆類、てんさい）に緑肥作物を取り込み、適正な輪作体系の確保を前提として、原種ばれいしょの生産支援や緑肥の作付けに対する支援などを行い収量性の確保を図っています。また、土地改良事業などの生産基盤整備に取り組むと同時に、土壌診断や堆肥運搬に対する補助を行い、地力・生産性の向上を図っています。さらに畑作農業の持続的な発展のため、美瑛町農業再生協議会により経営所得安定対策事業に取り組んでいます。

野菜については、トマトが複合経営における施設野菜の主力品目であることから、JAびえいが整備した共同育苗施設や選果施設の建設費に対して補助を行うとともに、生産者が利用するビニールハウスや加温機・ボイラーへの補助を行っています。また、加工玉ねぎについては、市場からの要望が高く、輪作作物の一つとして確立させ安定的な所得確保を図るため、貯蔵選別施設の整備を支援するとともに、生産者が利用する育苗ハウスへの補助を行っています。

さらに、しろがねダムを中心とするかんがい施設が完成し、本格的な運用が始まっていることから、引き続きこの有効利用を推進することとします。

酪農、肉用牛については、酪農肉用牛生産近代化計画に基づき、乳用牛検定事業及び酪農ヘルパー事業の活用推進及び酪農後継牛安定対策事業による白金牧場預託助成、雌雄選別精液助成による飼養管理技術の改善を実施しています。また、畜産担い手育成総合整備事業を活用し、TMRセンター<sup>(※)</sup>の設立及び草地更新を行い、自給飼料の増産を行うと同時にロボット搾乳機を導入し、作業体系の効率化を図り、高品質、高収益、低コスト化を図っています。

養豚については、優良種豚導入支援事業により、肉質改善と繁殖率、上物率の向上を図っています。また、飼養衛生管理基準に基づいて衛生管理の徹底指導を行うとともに、養豚疾病対策事業により、質の高い安全な畜産物を消費者に提供しています。

## ②担い手・後継者の育成

農家人口の減少・後継者対策としては、国の青年就農給付金制度を活用し新規参入者が農業に入りやすい環境・支援対策を行い、さらに、美瑛町農業振興機構による新規就農研修者の確保と育成、後継者支援、法人化の促進を図っています。

農業技術課題については、農業技術研修センター（みのり）で、麦・ばれいしょ・豆類・トマト・緑肥作物等の栽培試験や新たな小物野菜やアスパラ等の試験研究を行い、上川農業改良普及センターや各生産部会との連携により、農業者へフィードバックを図っています。

## ③循環型農業の推進

環境保全については、環境保全型直接支払交付金を活用し、化学肥料の低減・無農薬の取り組みを行っています。

資源リサイクルは、農業用廃プラスチックの再利用化に向けた事業に取り組んでいるほか、稲の籾殻を燃料とする施設を整備し、燃焼後のくん炭も土壌改良剤として利用するなど、資源のリサイクル化を図っています。

【農家戸数の推移】

(単位:戸)

調査年	1966年	1975年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
農家戸数	1,904	1,265	1,059	941	820	635	551	495	424

資料：農林業センサス（2015年は速報値）

## 基本目標

- 1 収益性の高い農業の確立
- 2 多様でゆとりのある農業経営
- 3 豊かさと活力のある農村づくり
- 4 担い手の育成及び確保
- 5 循環型農業の推進

## 基本施策

### 1 収益性の高い農業の確立

#### 1-1 ブランド米の生産支援

生産者の安定した作付けを確保した上で、「美瑛米」を中心としたブランド力のある高品質な米づくりを支援します。

#### 1-2 畑作の推進

土づくりを基本に、スケールメリット<sup>(※)</sup>を活かした畑作農業を推進します。

#### 1-3 産地化の推進

複合経営の主力作物であるトマト、アスパラ、ブロッコリーの生産を振興するとともに、トマトについては、高収益野菜の中心作物として町ぐるみでの産地化を目指します。

#### 1-4 畜産の経営体質の強化

J A、普及センターと協力し、確実に後継牛を生産することで優秀な母系牛群を形成するとともに、優良種豚を活用して畜産の経営体質の強化を図ります。

#### 1-5 飼料自給率、作業効率の向上

畜産担い手育成総合整備事業を活用した草地整備や町営牧場の利用を推進し、飼料自給率と作業効率の向上を図ります。

## 1-6 計画的な産地銘柄の確立

「丘のまちびえい」のイメージを生かしながら、消費者に信頼される「美瑛ブランド」の確立を目指し、JAびえいの中期5カ年地域農業振興計画をもとに、各作物の計画的・安定的な供給体制を構築します。

## 1-7 コスト競争力の向上

生産性の向上に資する基盤整備を行うことで生産コストの低減を図り、輸入農作物との価格競争力強化、農家経営の安定化を図ります。

## 1-8 農畜産物の流通対策の推進

農畜産物のマーケティングを行い、データや調査結果を活用した販路拡大や既存直売施設等を利用した流通を推進します。

## 1-9 認証制度の構築

エコファーマー<sup>(※)</sup>制度や北海道独自の「YES! clean」認証制度<sup>(※)</sup>を積極的に活用し、消費者等にわかりやすい農作物表示を行い、安全安心な農作物販売を推進します。

## 1-10 農畜産加工の振興

置杵牛農産物加工交流施設による農畜産物の加工や農業技術研修センター（みのり）の加工研修室等を活用した研究により、さらなる加工品を創出します。

## 1-11 農業ビジネスの支援

美瑛町農業振興機構を中心に、経営感覚に優れた法人の設立に向けた支援を行うとともに、新規参入者への就農のトータルサポートを行います。

## 1-12 各種作物の栽培試験

農業関係機関連携のもとで、新たな振興作物の試作や既存作物の省力化・低コスト化に向けた技術の確立、新品種の栽培試験を積極的に推進します。

## 1-13 畑地かんがい用水の有効利用

土地改良区等と連携し、畑地かんがい用水の利用拡大を推進し、農地に潤いを与え、農業収益の増産増収を図ります。

## 2 多様でゆとりのある農業経営

### 2-1 農業金融対策の推進

---

「農業経営基盤強化資金」、「大家畜経営活性化資金」及び「畜産経営維持緊急支援資金」による融資の利子補給を行い、農業者による経営改善に向けた取り組みを支援します。

### 2-2 農業経営体の育成

---

農業人口の減少に備え、必要な支援等を行うとともに、新規参入・親元就農・法人化を積極的に推進します。

### 2-3 酪農ヘルパー制度の推進

---

酪農家が安心して休暇を取得できるよう、優秀なヘルパーの育成及び確保を継続して推進します。

### 2-4 農業ヘルパー制度の推進

---

施設野菜の振興等による労働力の需要に応えるため、農業労務者の確保を継続して推進します。

### 2-5 優良農地の流動化と効率の良い土地利用

---

農用地利用改善事業実施組合や農地中間管理機構との連携により、効率的かつ円滑な農地の流動化を推進し、効率の良い土地利用を図ります。

### 2-6 農地の適正な保全

---

町民による農地保全活動を支援し、担い手農家のみだけでなく、地域全体で将来にわたって良好な農地保全が図られるよう促します。

### 3 豊かさと活力のある農村づくり

#### 3-1 美しい村づくりの推進と都市との交流

---

美しい村づくりの推進と都市との交流促進に向け、農村地域の環境整備を継続するとともに、観光と連携した都市との交流を図ります。

#### 3-2 中山間地域対策の推進

---

傾斜地と平地との条件補正による補助金交付をはじめ、中山間農業振興事業による支援を行います。

#### 3-3 多面的機能支払交付金の活用

---

多面的機能支払交付金を活用し、地域において、農地・水路・農道等の保全を行う活動組織を支援します。

#### 3-4 農村環境の整備

---

花壇整備や水路・農道の草刈等、農村地域の環境整備を美しい村づくり運動の一環として広域環境保全協議会と連携して行います。

#### 3-5 食育と地産地消の推進

---

町民農園等を活用し、子どもたちが自ら作物を作り食べることで食育の推進を図るほか、各種直売施設での農産物の販売や学校給食、町内レストランにて地元野菜を積極的に取り入れてもらうなど、地産地消を推進します。

#### 3-6 女性や高齢者の力を生かす農村づくり

---

ふるさと市場や農業技術研修センター（みのり）等の利用促進を図るとともに、女性や高齢者の力を生かす農村づくりを支援します。

## 4 担い手の育成及び確保

### 4-1 農業後継者の育成及び新規就農対策の推進

---

各種事業を活用し、新しい農業の担い手となる新規就農者を確保すべく積極的な受け入れ体制を構築するとともに、農業後継者についても研修・支援事業を活用し、農業者の育成を推進します。

### 4-2 地域リーダーの育成

---

J Aびえいの先進地視察や町の研修費補助等を活用し、積極的に学ぶ機会を作り、地域リーダーを育成します。

## 5 循環型農業の推進

### 5-1 環境保全型農業の推進

---

有機栽培や農薬・化学肥料低減などによる環境保全型農業の推進を支援します。

### 5-2 環境保全と資源リサイクルの推進

---

国の補助事業や中山間農業振興事業を活用し、環境保全と資源リサイクルを推進します。

### 5-3 農薬の安全使用と適正な管理

---

農業生産工程管理（G A P）<sup>（※）</sup>等を活用し、農薬の安全使用と適正な管理に係る啓発を行います。

### 5-4 農業生産工程管理の電子化

---

農業生産工程管理の電子化等により、農作物の安全性の向上を図り、消費者から信頼される農業を推進します。

### 5-5 家畜飼養衛生基準の遵守

---

自給粗飼料の増産を図るとともに、生産者や関係団体と家畜飼養衛生基準を遵守した防疫強化を行いながら、高品質な畜産物の生産と事故発生防止をあわせて推進します。

## 2. 林業

### 現状と課題

美瑛町は、森林面積が行政区域面積の7割を占め、戦後に植林された多くの民有林が主伐期を迎えています。木材価格の低迷などが要因となり、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下が課題となっていました。各種補助事業の活用により一定の歯止めがかかっており、今後も森林の持つ水源のかん養機能・地球温暖化の防止などの多面的な機能が十分に発揮されるよう、適正な森林の整備を進めることが重要です。

多くの森林所有者は保有する森林面積が小さいため、共同施業による効率的な森林整備が促進されるよう「森林整備地域活動支援交付金事業」などの補助事業を活用し、今後も間伐等の保育事業を進めます。また、間伐後の立木の搬出には、作業路網が重要な役割を果たしており、生産コストの低減と作業の効率化が図られるよう、定期的な点検整備と年次計画による作業路網の整備が必要です。

林業においては、作業員の高齢化が進んでおり、危険な作業も多く存在することから担い手の育成が大きな課題となっていました。しかし、近年は高性能林業機械の整備が進んでおり、安全性や快適性も向上し、若者にも受け入れやすい環境が整備されつつあります。今後も「森林整備担い手対策推進事業」などの事業を活用し、若年層の雇用・就労の長期化・安定化が求められます。

震災や化石燃料の高騰により、再生可能エネルギーの積極的利用が推進される中、町内にも木質バイオマス<sup>(※)</sup>ボイラーが建設されるなど、上川地域における木質エネルギーの需要は、右肩上がりに上昇しています。また、CLT<sup>(※)</sup>やコアドライ工法<sup>(※)</sup>など、新たな木材加工技術も開発されており、木材の持つ可能性が益々広がっています。今後とも、この大切な森林資源・財産を有効活用するとともに、森林の持つ多面的な機能が後世に引き継がれるよう、森林経営計画に基づいた資源の循環利用の継続が必要です。

### 基本目標

- 1 林業基盤の整備
- 2 林業経営基盤の整備
- 3 町有林の整備

## 基本施策

### 1 造林の推進と森林資源の循環利用

北海道造林協会と協力しながら、「未来につなぐ森づくり推進事業」を推進し、未立木地や農荒廃地、伐採跡地の造林推進と森林資源の循環利用を促進します。

### 2 保育・除間伐の推進

「森林経営計画」に基づき、山林地主の負担を軽減しながら、保育・除間伐を推進します。

### 3 複層林・針広混交林整備の推進

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、複層林・針広混交林整備を推進します。

### 4 保安林の保全

保安林の保全に向け、定期的な更新を行うとともに、治山については緊急性の高い箇所から優先的に改修を実施します。

### 5 有害鳥獣の駆除

「美瑛町鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会の協力を得ながら有害鳥獣の駆除を行い、被害の低減を目指します。

### 6 林道の整備

生産林道及び路網の定期的な整備を行います。

### 7 林業の担い手の育成・確保

「森林整備担い手対策事業」等を活用し、林業の担い手の育成・確保を行います。

### 8 施業の推進

森林経営計画に基づく適時適切な施業の推進に向け、森林整備地域活動支援交付金事業の実施や不在森林所有者への施業推進及び普及啓発を行います。

## 9 適正な山林保育

---

美瑛町と森林組合が共同で策定する森林経営計画に基づき、適正な山林保育に向けた体制の強化を図ります。

## 10 高齢級の長期育成循環施業

---

適正な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ります。

## 11 森林の多機能性の保全と計画的な森林管理

---

森林の公益的機能の発揮及び資源の保全、町民の生命を守る森林の維持に向け、計画的な森林管理を行います。

## 12 森林資源のエネルギー利用

---

木質バイオマスのエネルギー利用を促進し、木材産業の活性化と地域における木材循環の促進を図ります。

## 13 地材地消に向けた取り組み

---

美瑛町地域材利用推進方針に基づき、公共建築物の整備にあたっては、本町で生産されるカラマツ材などの製材を積極的に取り入れることとし、地域材の利用促進と供給体制の整備を図ります。



## 3. 商工業

### 現状と課題

美瑛町の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、後継者の不足や高齢化、さらには都市圏への購買力流失などにより、厳しい状況が続いています。

商業については、平成 17 年に地域資源活用総合交流促進施設（宿泊・体験施設）「ふれあい館ラヴニール」、平成 18 年に道の駅「丘のくら」、平成 26 年に活性化交流施設「丘のまち交流館ビ・エール」をそれぞれ整備し、中心市街地の賑いづくりを進めるとともに、商工会と商店街が連携し、本通の花壇整備や特産品開発を行うなど、付加価値を高めながら商業の活性化へとつなげてきていますが、中心市街地への交流人口を誘導する動線の整備など様々な課題があります。

工業については、先端技術の導入に向けた技術向上を目的とし、中小企業大学旭川校での研修などへの支援や、地域材の活用によって付加価値の高い製品の研究開発が行われるなど、活性化が図られていますが、担い手の育成や人材不足などが課題となっています。

また、雇用の情勢としても交流人口が減少する冬期間の雇用対策が重要な課題となっています。

こうした現状を踏まえ、商工会と連携し経営の安定化や経営改善の支援対策を強化していくことに加え、経営者の能力強化や事業継承が円滑に移行できる体制の整備を行い、通年で雇用の確保を図ることが必要です。

今後も課題解決に向けた新たな取り組みを展開し、商工業振興をさらに進めて行くことが求められています。

### 基本目標

- 1 地域資源を活用した商工業の発展
- 2 中心市街地の活性化
- 3 既存事業の持続的発展支援
- 4 起業・創業の活発化
- 5 安定的な雇用の創出

## 基本施策

### 1 商品の研究開発の促進

美瑛物産公社などの関係機関と連携を図り、地域資源を生かした魅力ある商品の研究開発を促し、町内商工業者の経営が持続的に発展することを目指します。

### 2 6次産業の推進

農林業、商工業、観光業、行政が相互に連携し、地域資源を活用した6次産業の推進を図ります。

### 3 美瑛ブランド商品の情報発信及び販路拡大

町内の地域資源を生かした魅力ある商品をSNS等活用しながら情報発信を行い、販路拡大に向けた取り組みを支援します。また、美瑛ブランド（ビエイティフル）商品によるブランド化を促進し、本町の地場商品の価値の向上を図るとともに、国内外へ発信していきます。

### 4 地域内経済循環型事業の推進

商工業者による地域資源を活用した事業と金融機関の融資等の事業を結び付け、地域内における経済循環を推進します。

### 5 中心市街地の活性化

「丘のまち交流館ビ・エール」や「ふれあい館ラヴニール」の運営をはじめ、本通、丸山通を中心とした市街地の活性化を推進し、賑わいのあるまちづくりを図ります。

### 6 経営者・従業員の資質向上

商工会や中小企業大学旭川校などと連携し、経営意識の高揚と資質向上を図ります。

### 7 持続的経営の支援

商工会と連携し、町内事業者の事業継続の意欲がより高まるよう様々な対策や事業継承が円滑に進むよう支援の強化を図ります。

## 8 労働環境の充実

---

商工会と連携し、各共済制度の普及や雇用管理体制を強化し、労働者の生活の安定と誰もが仕事に意欲を持ち働けるよう労働環境の充実に努め、町内の新規就業者の増加を図ります。また、誰もが安心した通年雇用を目指せる冬場の雇用対策を推進します。

## 9 起業の促進

---

新規創業や第二創業の支援を行うことで、町内の雇用創出や新規学卒者等の地元就職を促進します。

## 10 安定的な雇用の創出

---

新規・継続雇用や人づくりにつながる事業を実施し、安定的な雇用機会を創出するとともに、移住者に対する雇用機会の確保、拡大に努めます。



## 4. 観光業

### (1) 観光の振興

#### 現状と課題

美瑛町の観光は、雄大な十勝岳連峰の裾野に湧き出る白金温泉を起源とし、山麓に広がる波状丘陵地帯で営まれている農村景観が人々に感動を与え全国的に知られるようになり、「丘のまちびえい」として定着しました。

観光客入込数は、平成18年の1,143,200人が平成26年には1,791,000人（対比156%）となり、観光は本町の経済発展に寄与する重要な存在となっています。

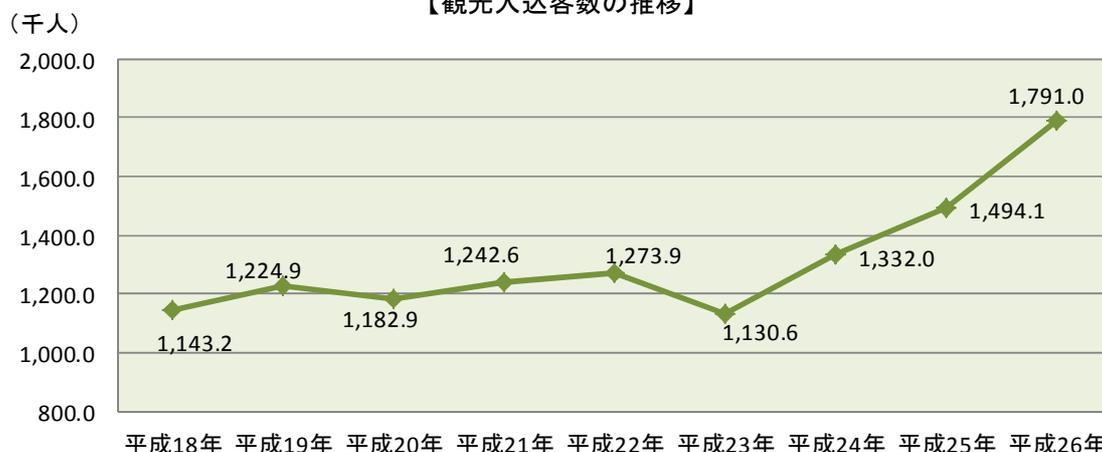
こうした背景には、農村景観や青い池など地域資源の特性を生かした観光を掲げるとともに、観光資源の再発掘や農村・農業体験などの推進、また、サイン整備の実施など観光地としての充実を図り、あわせて中心市街地の賑いづくりの創出や交流施設整備を行い、市街地の魅力向上を図ったことが挙げられます。

さらには、国際的な観光ニーズに対応するため、トップセールスや外国語表記の充実を図り、世界各国から選ばれる観光地域づくりを推進しています。また、富良野美瑛広域観光の推進、花人街道の連携など、広域による観光圏としての情報発信力を活用した新たな展開を進めています。

しかしながら、観光客が増加する一方で、農地への無断立入などの観光マナー問題が深刻化しており、その対策が必要になっています。

今後においても、関係機関が連携して様々な対策や取り組みを行うとともに、観光地経営の視点に立った観光地域づくりにおける新たな組織の構築を見据え、関係者との連携を強化しながら観光の振興を図る必要があります。

【観光入込客数の推移】



資料：美瑛町

## 基本目標

- 1 観光地の整備
- 2 観光地の環境保全
- 3 観光客の利便性向上
- 4 多様な観光プログラムの開発
- 5 新たな組織体制の確立

## 基本施策

### 1 新観光圏<sup>(※)</sup>としての振興

新観光圏の認定を受けた富良野美瑛広域観光推進協議会との連携を進め、魅力ある観光地としての発信や誘客だけでなく、観光マナーの啓蒙や交通事故防止対策についても取り組み、地域資源の保全を進めます。

### 2 広域観光ルートの振興<sup>(※)</sup>

観光庁が外国人観光客の誘致に向けて選定した「広域観光周遊ルート」に本町を含む「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」が選定されたことを受け、広域観光を振興し、外国人観光客の誘客を促進します。

### 3 観光サインの整備

国内外からの観光客のニーズに応じた効率的なサインの整備を行います。

### 4 清掃活動の実践

観光ルートや観光スポットの良好な環境保全のため、缶トリー作戦など、美しいまちづくりを進める清掃活動を実践します。

### 5 観光マナーの啓発

観光アドバイザーによる観光マナーの啓発と観光スポットの保全を行うとともに、アドバイザーの資質向上に向けた研修等を行います。

## 6 観光情報の発信

---

利用者にわかりやすいホームページの構築を目指し、情報発信内容・方法の見直しを行うとともに、多言語での対応も検討します。あわせて、観光マナーに関わる情報の発信に努めます。

## 7 インバウンド<sup>(※)</sup> 戦略の推進

---

国際的な観光ニーズの確保に向けて、アジア諸国に対して本町の観光資源や地域資源をPRし、誘客及び受け入れ体制の整備を進めるとともに、国際化に対応できる観光地域づくりを目指します。

## 8 冬期観光の充実

---

「冬のびえい」の観光振興として、観光スポットのライトアップ事業を展開し、冬のびえいの新たな魅力の演出と人の流れの創出を図ります。

## 9 体験型修学旅行の振興

---

「丘のまちびえい」の農村景観が農業の営みによって形成されていることへの理解を深めるため、農村・農業体験型修学旅行を積極的にPRするとともに、受け入れ体制の強化を図ります。

## 10 農業観光の推進

---

ファームイン・ファームレストラン<sup>(※)</sup> 開設の支援を行います。

## 11 自転車観光の推進

---

サイクルツーリズムを推進し、観光資源として有効に活用するため、ルートの設定や見直しを適宜行います。

## 12 体験型観光の推進

---

本町の恵まれた自然を五感で味わう、四季を通じた体験型観光を提供できる体制の構築を図ります。

## 13 花をテーマとした観光の振興

---

花人街道連携協議会に参加し、花をテーマとした観光に向けた広域連携を推進する中で、上川管内全体への広がりを進め、花ツーリズムによる誘客を図ります。

## 14 地域が一体となった観光振興体制の構築

地域が一体となって魅力的な観光振興を図るため、官民の連携を推進する新たな組織体制の構築を図ります。



丘のまち交流館「ビ・エール」

## (2)まつり・イベント

---

### 現状と課題

美瑛町の地域資源である美しい農村景観を活用し、6月は「丘のまちびえいヘルシーマラソン」、9月は「丘のまちびえいセンチュリーライド」、2月は「丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン」など魅力あるイベントを開催することで、新たな美瑛ファンの獲得や交流人口の拡大につながっています。

また、町民が主体となり、関係団体との連携により「どかんと農業まつり」や「びえい出会いふれあいまつり」等のイベントや、十勝岳の平穏とまちの発展を願い「那智美瑛火祭」を開催しています。

しかし、高齢化等の問題からボランティアスタッフやイベントの主体となる担い手が不足し、今後におけるイベントの運営が課題となってきています。

こうした現状を踏まえ、各イベントの内容の充実を図りながら、新たな人材の発掘に努め、関係団体との連携のもと、多くの参加を促進する取り組みが必要となります。

### 基本目標

---

- 1 魅力あるイベントの創出
- 2 美瑛ファンと交流人口の増加
- 3 イベント運営体制の充実

### 基本施策

---

#### 1 満足度の高いイベントの創出

---

「丘のまちびえい」の魅力を十分に満喫できるイベントの開催に努め、参加者相互の交流の活性化及び町外からの参加者の増加を図ります。

## 2 国内外への情報発信の強化

WebやSNS等多様なメディアを活用して国内外に向け各イベントの情報を発信します。

## 3 人材確保と運営体制の確立

まつり・イベントの目的ごとに関係する各種団体との連携を図り、新たな人材の発掘に努め、運営体制の確立を図ります。

### 【まつり・イベント一覧】

名称	開催時期	会場等	主催者等
寛仁親王記念 丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン	2月第3土・日	美瑛町スポーツセンター他	丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン組織委員会
びえい桜まつり	5月中旬	憩ヶ森公園	びえい桜まつり実行委員会
丘のまちびえいヘルシーマラソン	6月第2土・日	美瑛町スポーツセンター他	丘のまちびえいヘルシーマラソン実行委員会
那智美瑛火祭	7月24日	丸山公園・美瑛神社	那智美瑛火祭実行委員会
どかんと農業まつり	8月中旬	美瑛駅前広場・本通	丘のまちフェスティバル実行委員会
びえい出会いふれあい祭り	8月下旬	美瑛町町民センター	びえい出会いふれあい祭り実行委員会
丘のまちびえいセンチュリーライド	9月第3土・日	美瑛町スポーツセンター他	特定非営利活動法人美瑛エコスポーツ実践会
びえいいきいきフェスタ	3月上旬	美瑛町町民センター	びえいいきいきフェスタ実行委員会

資料：美瑛町



那智美瑛火祭

### (3)移住・定住

---

#### 現状と課題

美瑛町の美しい景観に癒しを求め、道内外の都市部から移住した人、そしてこれから移住を検討している人は少なくありません。このような移住希望に応えるとともに、交流人口の増加や滞在時間の拡大による経済波及を促すため、セカンドホームツーリズムを推進し、本町での暮らし体験や移住促進を図ってきました。

また、都市部における農村地域への移住・交流希望者に対し、まちの魅力や安心して暮らせる住環境を広く伝えるため、移住フェア等へ積極的に参加し、首都圏でのPR活動を行っています。

現在では、農村景観を求めて移住された方に加え、セカンドホームびえい利用後の定住者や飲食店やペンションを開業する移住者も増加しており、移住・定住者の活力を生かすことで地域の活性化につながっています。

さらに、定住希望者のための定住促進住宅を整備し、受け入れ体制の構築も図っています。

今後は、移住・定住希望者に対する住民サービスに関する情報の集約や空き家・空き地の情報発信に加え、移住ニーズに対応する組織体制の確立を目指し、よりきめ細やかな移住・定住支援体制の構築が求められています。

#### 基本目標

- 1 移住定住希望者の受け入れ体制と情報発信の充実
- 2 空き家・空き地の有効活用

#### 基本施策

##### 1 セカンドホームツーリズムの推進

多様化するライフスタイルに応じた、移住、二地域居住のあり方を検証し、相談体制の充実を進め、それぞれのニーズにあった情報を提供できる体制づくりを目指します。

## 2 空き家・空き地の活用に向けた取り組み

空き家や空き地情報の集約を行い、有効活用に向けて関係機関と連携し、移住・定住を希望する人への情報発信を進めます。

## 3 定住促進住宅の取り組み

定住希望者の受け入れ体制の充実を図るため定住促進住宅の整備を行うとともに、今後の空き家等の有効活用の取り組みと連動させます。



セカンドホームびえい



## (4) 白金エリア構想

### 現状と課題

美瑛町では、なだらかに続く丘陵地帯や広大な農村景観が人気を集め、その美しい景観は、テレビやCM、さらには映画やドラマ等の撮影現場にも使われ、現在では国内外に多くのファンを持つに至っています

一方、オプタテシケ、美瑛富士、美瑛岳、十勝岳（日本百名山）、富良野岳の山々からなる秀峰「十勝岳連峰」を一望に見渡せる山麓にある本町には、雄大な展望と良質な泉質を誇る温泉地である、白金地区が存在します。

白金エリアには登山客の拠点となる望岳台や白金地区への入口となるインフォメーションセンター、ビルケの森パークゴルフ場、模範牧場、野鳥の森、キャンプ場など、数多くの地域資源が点在しており、近年では、十勝岳の火山砂防事業によって副次的に美瑛川沿いに創出された「青い池」が幻想的な観光スポットとして新たな魅力となり、多くの観光客が来訪しています。

これらの様々な地域資源を有機的に結びつけ、健康と癒しを提供し、より効果的な連携・情報発信を可能とするリフレッシュゾーンとしてのエリア創出を目指すことが必要です。

### 基本目標

- 1 インフォメーション機能の充実
- 2 情報発信基地の整備
- 3 自然体験プログラムの開発

### 基本施策

#### 1 十勝岳連峰を望む温泉地としての振興

雄大な十勝岳をはじめとする山岳地帯を望むことができ、源泉かけ流しの名湯である白金温泉が、美瑛町の温泉として道内外からより認知されるよう、選ばれる温泉地としての効果的な情報発信に取り組みます。

## 2 白金インフォメーションセンターにおける情報発信基地としての機能充実

---

分散される白金観光を解消し、インフォメーションセンターにおける案内業務の充実と、町内全体への情報発信基地としての体制整備に努めます。

## 3 温泉と組み合わせた各種体験プログラムの構築

---

泉質を誇る天然温泉と四季折々の恵まれた自然環境を生かした体験プログラムの構築を推進します。



十勝岳連峰の山麓に広がる白金エリア

## (5) 白金泉源対策

### 現状と課題

白金温泉は、昭和 25 年に湧出して以来、休養、健康レクリエーション地帯としてまちの発展をけん引し、現在、美瑛町では、6 本の白金泉源を管理しています。

渇水期を含め、揚湯量の減少により今後の安定した温泉供給が危惧される状況となったことから、枯渇防止策として北海道の指導を受け、平成 20 年度から「温泉資源の持続・安定確保と泉源の適正管理利用」を目的とした安定供給調査事業を実施し、各泉源施設の現状把握を進めました。

この結果、14・15号井については修復不可能な状況であり現状維持となること、18・19号井は年次的な浚渫工事によって機能回復を図ることが可能であること、20号井は揚湯量を引き上げた場合においても引き続き安定的な湯量を確保できることが判明しました。

調査結果を道立研究機構地質研究所と協議した結果、今後の地域振興を図るうえで泉源の長期的な活用が重要であり、効率的な揚湯を継続していくため、新たな泉源を掘削して対応するのではなく、既存泉源の長期的な安定活用を図るべく揚湯余力のある20号井の揚湯量増量による対応、大雪青少年交流の家へ単独供給となっている17号井の活用が最適であるとの結論に達しました。

今後は、各泉源の揚湯量を把握し、泉源施設の効率的な管理を図ることにより安定供給に努めながら、白金温泉の観光資源としての活用はもちろんのこと、温泉を活用した多様なニーズへの対応を積極的に検討していく必要があります。

### 基本目標

#### 1 白金泉源の保全創造

### 基本施策

#### 1 配湯量の安定化

各泉源を継続的に評価し、浚渫工事等を計画しながら、配湯量の安定化を図ります。

#### 2 創造的活用の検討

貴重な観光資源としての泉源を活用した、多様なニーズへの対応を積極的に検討します。

## Ⅲ-2

# ともに支え合うまちづくり

## 1. 地域福祉

### (1) 地域福祉

#### 現状と課題

美瑛町では、少子高齢化の進行や核家族化及び高齢者世帯の増加に伴い、地域や町民相互の関わりが希薄化している状況にあります。

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、福祉サービスの多様化と地域で支えあう環境づくりが必要であり、年齢や障がいに関係なく共に生き、支え合う相互扶助の意識を醸成し、町全体の福祉を向上させていくことが求められています。

そのためには、町民自ら主体となる地域福祉の担い手の育成及び町内会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など関係機関のネットワークづくりの推進が必要です。

また、一人ひとりが地域で安心した生活が営めるよう、個別の相談支援体制の充実を図るとともに、適切な支援を行えるように、保健・医療・福祉、そして地域が連携し、各種施策を推進していく必要があります。

#### 基本目標

- 1 誰もが住み慣れた地域でともに暮らし続けることができる地域づくり

## 基本施策

### 1 地域福祉ネットワークの形成と実践

住み慣れた地域で町民が互いに支え合いながら生活する地域福祉ネットワークの形成を行います。

### 2 訪問活動の体制整備

行政、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携し、ボランティア等地域福祉の担い手の育成に取り組みます。

### 3 保健・医療・福祉の連携

「健康と福祉のまちづくり会議」の開催等を通じて、保健・医療・福祉の連携を強化します。



## (2) 児童福祉

### 現状と課題

少子化の進行に伴い、美瑛町の合計特殊出生率は、直近の平成 20～24 年で 1.28 と低下傾向で推移しています。子どもの数が減ることで、地域での子ども同士のふれあいの機会が減少し、子どもの自主性や社会性、家族性が育ちにくくなることが懸念されています。また、核家族の増加、共働き家庭の増加などにより、子育てと就労をはじめとする社会参加との両立の困難さなど子育てに関して不安を持つ保護者に対する支援が必要です。

こうした中、本町では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。特に就労と子育てを両立できるよう、保育時間延長、利用者負担軽減など子育て支援の充実に努めてきました。

また、子ども支援センターが中心となり、遊びの場を通して保護者と関わりを持つことで、子育て不安を軽減する相談支援や情報交換を進めているほか、発達の緩やかな子どもの支援については、保健・医療や教育などの各関係機関が保護者と連携することで質の高い療育を提供しています。

養育困難や児童虐待の問題については、相談しやすい環境づくりや要保護児童対策地域協議会が中心となり地域全体で子どもを守る取り組みの強化が重要です。

今後も、地域、ボランティア組織、NPO 法人などの関係機関と連携し、各事業の課題に取り組みながら保護者のニーズに応え、安心して子どもを産み、子育てができるよう支援していく必要があります。

### 基本目標

#### 1 安心して子どもを産み、育てられる地域づくり

## 基本施策

### 1 保育の充実

保育ニーズの多様化に対応しながら、質の高い保育の総合的な提供及び保育環境の充実に努めます。

### 2 総合的な子育て相談体制の構築

子育てに不安を抱えている保護者への相談体制の充実や安心して子育てができる環境づくり、気軽に利用できる遊びの場の提供など総合的な子育て支援を行います。

### 3 子育て世帯への経済的負担の軽減

乳幼児等の医療費助成の継続、幼稚園や保育所の利用者負担軽減、学童保育の無料化の継続など子育て世帯の経済的負担軽減に努めます。

### 4 一貫した子育てサポートの実施

妊婦健診や不妊治療に係る助成をはじめ、母子健康相談、健診、育児教室などの保健サービスと子育て支援サービスや発達支援などを通して、妊娠から出産、育児に至るまで、一貫したサポートを行い、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努めます。

### 5 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との情報共有と連携強化、子どもの見守りや保護者への支援を行い、児童虐待の防止に努めます。

### 6 障がい児や発達が緩やかな子どもと保護者への支援

障がい児や発達が緩やかな子どもと保護者に対する支援、相談を強化するとともに、それに向けた研修など指導員の資質の向上及び指導体制の充実に努めます。

### 7 地域子ども・子育て支援事業の推進

一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、養育支援訪問事業など地域の実情に応じた子育て支援対策を講じます。

## 【園児数の推移】

(各年5月1日現在)

年	認可保育所	へき地保育所	私立幼稚園	園児数計
	どんぐり保育園		あおば幼稚園	
平成15年	122人	8箇所・127人	69人	318人
平成20年	109人	7箇所・86人	93人	288人
平成25年	114人	6箇所・58人	73人	245人
平成26年	120人	6箇所・61人	83人	264人
平成27年	131人	6箇所・52人	83人	266人

※へき地保育所箇所数について

8箇所…美沢、美田、下宇莫別、美馬牛、ルベシベ、朗根内、置杵牛、旭

7箇所…美沢、美田、下宇莫別、美馬牛、ルベシベ、朗根内、置杵牛

6箇所…美沢、美田、下宇莫別、美馬牛、ルベシベ、朗根内

資料：美瑛町



### (3) 高齢者福祉

---

#### 現状と課題

美瑛町の高齢化率は、現在 35%を超え、今後も高まる見込みです。高齢化が急激に進む中、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりが求められています。

このため、健康を維持しながら、いきいきと暮らせるよう、高齢者の社会参加や生きがいづくりの活動を支援することが重要です。

一方、介護については、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント総合相談・支援業務を実施するとともに、地域包括ケアを目指した地域密着型サービスを推進してきました。

さらに、高齢者の自立した生活を支えるため、在宅福祉サービスや権利擁護に係る取り組みも展開しています。

平成 26 年度に介護保険制度の見直しが行われ、地域包括ケアシステム<sup>(※)</sup>の確立に向けた体制整備や介護予防、生活支援などの各種サービスの構築が求められているため、関係機関等と連携を図りながら推進していく必要があります。

また、高齢者の心身の状態や生活実態を把握して的確な支援を行い、生活習慣病の重症化予防、認知症の早期発見、早期予防に取り組むことが必要です。

#### 基本目標

- 1 高齢者が住み慣れた場所で生きがいをもって生活できる地域づくり
- 2 介護予防の充実

#### 基本施策

##### 1 地域包括ケアシステムの確立

---

地域包括ケアシステムの確立に向け、関係機関との連携を図り、協議体の設置や生活支援コーディネーターの養成など新地域支援事業を展開していきます。

## 2 高齢者の社会参加、生きがいづくり活動の支援

---

高齢者の移動支援、福祉バスの有効活用、老人クラブの活動支援、生きがいデイサービス事業など高齢者の社会参加の促進及び生きがいづくりの場の提供を行います。

## 3 介護予防の推進

---

介護予防を重点的に行い、生きがいデイサービス利用による閉じこもり予防、介護予防訪問を通じた高齢者の生活実態把握と認知症、脳血管疾患など介護認定原因疾患の早期対応による重症化予防に努めます。

## 4 高齢者の福祉・介護相談体制の充実

---

介護支援専門員等への支援や地域ケア会議を通じた介護事業所等との連携を推進するとともに、地域包括支援センターの相談支援従事者の確保、専門職員の資質向上に向けた研修の実施などによる相談体制の充実を図ります。

## 5 認知症の予防と支援

---

認知症サポーター養成講座の実施や認知症キャラバン・メイト連絡協議会の活動などを通じて認知症への理解を促進し、地域全体で見守る体制づくりを推進するとともに、医療との連携や訪問活動を通して認知症の早期発見、早期予防に努めます。

## 6 高齢者虐待防止対策の充実

---

権利擁護セミナーの開催、市民後見人の養成を行うことで高齢者等の権利擁護の理解を促進するとともに、高齢者虐待の個別相談対応などによる高齢者虐待の防止に努めます。

## 7 在宅福祉サービスの充実

---

住み慣れた町での暮らしを継続できるよう、各種在宅福祉サービスの充実を図ります。

## 8 高齢者が安心して住める住環境の整備

---

高齢者が安心して住める住環境の整備に向けて、住宅改修の支援や高齢者福祉住宅の整備などを総合的に展開します。

## (4)障がい者福祉

---

### 現状と課題

美瑛町では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の数が増加傾向にあり、高齢化も進んでいます。

障がいを持つ人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりは重要な課題であり、障がい者に対する町民の理解を深めながら、自立、就業、生活を支援し、あわせて社会参加を促していくことが必要です。

平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、これまで示されていた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等が加えられました。

また、重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう地域社会への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化など地域生活支援事業の追加がなされ、障がい者支援の裾野が広がりました。

本町では、障がい者に対する正しい理解の促進、障がい者の自立生活の支援や社会参加の促進を図り、住み良い福祉のまちづくりを推進することを目指し、障がい者の生活支援、就労支援、自立訓練に向けた環境づくりに努めてきました。

障がい者が生涯にわたり住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域生活支援のための拠点づくりが必要となっています。

### 基本目標

- 1 障がい者に対する理解の促進
- 2 障がい者の生活支援、就業支援、自立訓練に向けた環境づくり
- 3 障がい者の地域生活支援拠点づくりの推進

## 基本施策

### 1 障がい者に対する理解の促進

町民を対象にした研修会や講演会を開催し、障がい者に対する理解を深めます。

### 2 障がい者の自立支援

障がい者の就労を支援するほか、自立支援給付や療育施設訓練所への交通費助成など、障がい者の自立支援に努めます。

### 3 障がい者の社会参加の促進

スポーツ、レクリエーション、文化、地域活動などを通じ、障がい者の社会参加を促進します。

### 4 障がい者が安心して暮らせる地域づくり

公共施設のバリアフリー<sup>(※)</sup>化を推進するとともに、地域の福祉ネットワークの推進、安全対策の充実により、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### 5 障がい福祉サービスの充実

重度障がい者のハイヤー利用料、特定疾患・人工透析患者の通院費等の助成に取り組みます。

### 6 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、障がい者のニーズに応じた地域生活支援拠点の整備を推進します。

## 2. 保健・医療

### (1) 保健

#### 現状と課題

健康でいきいきと暮らせるまちづくりは、全町民の願いです。

美瑛町では、町民自らが健康を自覚し、生活習慣への関心と理解を深めることを目指して、「美瑛町健康増進計画（平成 25～34 年度）」を策定し、全てのライフステージ<sup>(※)</sup>を対象に健康情報の分析や発信、個別保健指導や健康学習の支援等を実施しています。

なかでも予防可能な動脈硬化性疾患の進行が予測できる「特定健診」を町民自らが自身の健康状態を知る第一歩と位置付け、「びえいK・U（健診受けよう）運動」を推進してきました。健診未受診者への受診勧奨や個別健康相談、地区や団体の健康学習など、町民の健康への関心を高める活動を展開し、結果として平成 25 年度の大雪地区広域連合の目標受診率を達成することができました。

さらに、平成 26 年度には国民健康保険の医療保険者として策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成 27～29 年度）」において、介護や障害につながる脳血管疾患の発症が優先度の高い健康課題であることが明らかになり、主因である生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けた取り組みの強化が課題となっています。

今後も、町民の健康寿命を延ばすため、がん検診など各種健診の積極的な受診の促進や全ての年代に適切な保健指導を行うことにより、予防可能な疾病の発症や重症化の防止を図るとともに、町民が主体的な健康増進活動に取り組むことができるよう支援の充実に努めます。

#### 基本目標

- 1 疾病の予防と重症化の予防
- 2 主体的な健康増進活動の支援

## 基本施策

### 1 各種健診の受診促進

「びえいK・U（健診受けよう）運動」の定着化等により、健診受診者の増加を図り、生活習慣病の予防に努めます。

あわせて、町内医療機関との連携を一層強化し、治療中の方への保健指導を推進します。

### 2 効果的な保健指導と普及啓発

医療費分析や健診結果の分析、介護・死亡原因の分析等、実態把握やデータ分析を対象集団ごとに行い、保健師の地区担当制により、効果的な方法を検証しながら保健指導や普及啓発を行います。

あわせて、保健指導従事者の確保と質の向上及び業務の効率化を図り、保健指導体制の充実を図ります。

### 3 生活習慣病の予防と重症化の防止

「データヘルス計画」に基づき、よりきめの細かい健康相談、個別支援の充実に努め、生活習慣病の発症予防と重症化防止を進めます。

### 4 がん検診の受診促進

国が進めるがん対策をもとに、がん検診指針に基づく健診の実施と働き盛り世代のがん予防対策を推進します。

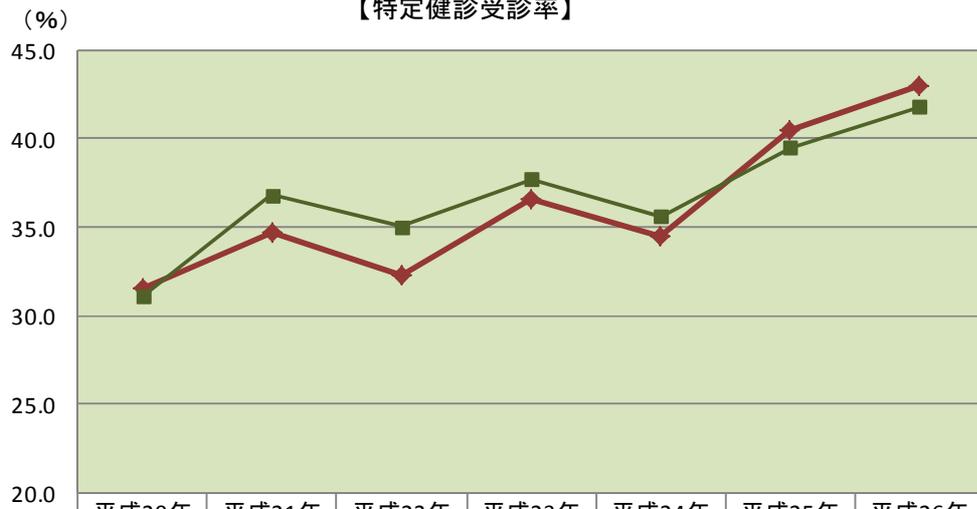
### 5 主体的な健康増進活動の支援

地区組織や自主サークル等の健康学習支援やスポーツセンター等の社会体育施設の事業の利活用により、主体的な健康増進活動を支援します。

### 6 こころの健康（メンタルヘルス<sup>(※)</sup>）を維持するための支援

精神科専門医による相談事業や講演会の開催によるこころの健康に関する知識の普及と、各種保健事業における情報提供などを行い、こころの健康を守る活動を進めます。

【特定健診受診率】



—◆— 美瑛町	31.5	34.7	32.3	36.6	34.5	40.5	43.0
—■— 大雪地区広域連合	31.1	36.8	35.0	37.7	35.6	39.5	41.8

資料：美瑛町



## (2) 医療

### 現状と課題

美瑛町の医療施設は、病院 1 箇所、一般診療所 1 箇所、歯科診療所 4 箇所が市街地に所在しています。

町立病院は、平成 10 年に全面改築し、あわせて検査機器等多様な医療機器の導入を行い、外来診療、入院診療、救急医療体制の充実を進めてきました。

町民が地域で安心して暮らし続けていくためには、医療体制の維持は必要不可欠ですが、常勤医師、看護師等医療スタッフの不足、診療報酬改定の影響等、地域医療を取り巻く環境は厳しく、本町においてもそれらの状況に加え、病床利用率の低下、患者の高齢化等の大きな課題が存在しています。

こうした中、町立病院では、現状の医療スタッフ、既存施設を出来る限り有効利用した中で、町民に幅広い治療環境を提供するため、平成 27 年度より療養型病床の導入による一般病床との複合型病棟（ケアミックス型病棟<sup>(※)</sup>）の体制づくりを進めました。

また、民間的経営手法の導入により、看護助手業務及び患者給食業務等の民間委託を行い、費用の抑制を図るとともに、薬品や医療材料費は廉価購入により経費の削減を図るなど、病院経営の健全化に取り組んでいます。

今後も、地域医療の中心である町立病院の維持、機能の充実を進めるとともに、現在、町内に専門医が不在の眼科・小児科・産婦人科等の診療科についても、町外の医療機関との連携による派遣医師の確保や民間医療機関の参入支援を行うなどの方策を検討し、町民の命と健康を守り、安心して暮らしていくための医療体制の確立が求められています。

### 基本目標

- 1 町民の生命と健康を守る医療体制の整備
- 2 医療技術者の確保と充実

## 基本施策

### 1 医療体制の充実

地域医療の確保や医療水準の維持・向上を図るとともに、各機関への要請や医師の確保策の検討などにより医療体制の充実に努め、町民のニーズに応じた幅広い診療体制の提供に取り組めます。

### 2 町立病院の経営の健全化

病院経営の健全化の取り組みを継続します。

### 3 医療・保健・福祉の連携強化

医療・保健・福祉の連携に取り組み、退院後の治療・リハビリテーション等を効率的に進めます。



## 3. 社会保障

### (1) 社会保障医療給付

#### 現状と課題

医療費の給付については、北海道が行っている医療給付事業に基づき「重度心身障がい者」、「ひとり親家庭」、「乳幼児等」の医療給付と平成 25 年度から北海道の権限移譲により未熟児養育医療給付を実施しています。

重度心身障がい者及びひとり親家庭医療給付については、住民税非課税世帯の要件を拡大し、均等割のみ課税世帯も非課税世帯扱いとして町単独分での給付を実施しています。乳幼児等医療給付では、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、対象年齢を中学 3 年生まで拡大し、医療費の全額を助成しています。また、国の制度に基づき実施している未熟児養育医療給付においては、保護者が負担する徴収金についても乳幼児等医療給付で全額助成しています。

各医療給付の取り組みは、国及び北海道の制度に基づき実施していますが、誰もが安心して適切な医療を受けられるよう、今後も制度の継続が必要であるとともに、子育て世代のニーズとして乳幼児等医療給付における対象年齢の更なる拡大が求められています。

#### 基本目標

##### 1 医療費給付制度の的確な運用と独自支援制度の充実

#### 基本施策

##### 1 医療費給付公費負担制度の維持・継続

各医療費給付公費負担制度の維持・継続に努めるとともに、乳幼児等医療給付の対象年齢の拡大を検討します。

## (2)国民健康保険

### 現状と課題

国民健康保険制度は、誰もが一定の自己負担で必要な医療を受けることができる国民皆保険制度を支える重要な基盤としての役割を担っていますが、少子高齢化や経済低迷による低所得者層の増加、被保険者数の減少など国民健康保険を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

平成16年に、事業運営の経費削減及び効率化、保険財政の安定化と保険料水準の平準化を図ることを目的に、美瑛町、東川町、東神楽町の3町で構成する大雪地区広域連合を設立しました。国民健康保険料については、被保険者の負担軽減と健全な財政運営を考慮し、構成町と協議を重ね、統一保険料を設定しています。

また、平成30年度からは、都道府県を保険者とする新たな国民健康保険制度への移行が予定されており、収納率の向上や更なる医療費の適正化が必要です。

住民福祉の向上と公平負担の確保という国民健康保険制度の基本に基づき、広域連合と構成町が連携しながら収納率の向上に努めるとともに、低所得者への保険料の軽減、医療費の適正化を図るための保健事業の積極的な取り組みを継続していく必要があります。

### 基本目標

#### 1 保健事業の推進による疾病・重症化の予防

### 基本施策

#### 1 疾病の予防と適正な受診に向けた普及啓発

大雪地区広域連合が策定したデータヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく生活習慣病予防を推進し、被保険者自ら健康の保持管理を行える環境づくりを進め、医療費の適正化に努めます。

#### 2 収納率の向上

国民健康保険料収納率の向上に努めます。

### (3)後期高齢者医療・介護保険

---

#### 現状と課題

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度に代わり平成 20 年度から創設された制度で、75 歳以上の方と 65 歳以上の一定の障がいのある方を対象として全ての市町村が加入する都道府県単位の広域連合が主体となって運営しています。

北海道後期高齢者医療広域連合では、対象者の資格認定や保険料の決定、医療給付などを行い、美瑛町、東川町、東神楽町の 3 町で構成する大雪地区広域連合では、保険料の徴収と各種届出等の窓口業務を行っています。

介護保険制度では、大雪地区広域連合が策定する介護保険事業計画に基づき介護保険事業を実施しています。介護給付費の増加に伴い保険料負担が増大している中で、より安定的な介護制度運営のため、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定しています。

高齢者が健康で自立した生活ができるよう、また介護が必要となったときでも状態を進行させないよう事業の円滑な運営と疾病予防及び重症化防止に向けた取り組みを継続することが必要です。

#### 基本目標

---

##### 1 疾病予防・介護予防の充実

#### 基本施策

---

##### 1 疾病の予防と適正な受診に向けた普及啓発

---

被保険者自ら健康の保持管理を行える環境づくりを進め、医療費の適正化や介護予防を推進します。

##### 2 収納率の向上

---

保険料収納率の向上に努めます。

## (4) 国民年金

---

### 現状と課題

公的年金制度は、老後や病気等で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときの生活を支える制度であり、この制度の安定及び無年金者の解消のためには、未加入者・未納者の減少を図ることが必要です。

このため、円滑に事務手続きを行えるよう国民健康保険担当部局や年金事務所と連携し、より相談しやすい環境づくりを行い、さらに、年金制度に対する関心の高揚を目指し、低所得者や離職者の保険料免除制度、口座振替制度等の周知啓発を実施しています。

これらにより、窓口での各種手続きや相談の受付数は増加しているため、引き続き普及啓発を行い、適用対象者の把握と無年金者の解消を図る必要があります。

### 基本目標

---

#### 1 国民年金制度の普及

### 基本施策

---

#### 1 適用対象者の把握及び無年金者の解消

---

国民年金制度に係る情報提供や普及啓発、年金事務所との連携強化により、適用対象者を把握し、無年金者の解消を図ります。

## Ⅲ-3

# まちを動かす人づくり

## 1. 学校教育

### (1) 学校教育

#### 現状と課題

小学校、中学校においては、心身ともにたくましく、豊かな人間性を育むため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実が求められています。各学校とも特色ある教育活動、創意工夫ある取り組みを行っており、「生きる力」を育むための確かな学力、豊かな心、健やかな体づくりに努めているほか、地域資源を生かした学習を展開しています。

今後も一人ひとりの状況を適切に把握し、必要な合理的配慮や基礎的環境整備の充実など、ニーズに応じた多様な学びの場を提供できるよう努めます。

#### 基本目標

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 たくましく生きるための健康や体力の育成
- 4 信頼される学校づくり
- 5 美瑛学の定着

## 基本施策

### 1 個々の教育的ニーズに応じた指導体制の充実

児童生徒一人ひとりの力を最大限に伸ばせるよう、通常学級に教育指導助手を配置し、個別の支援や学力向上に努めるほか、特別支援学級には特別支援教育専門員を配置し、きめ細かに対応できる指導体制を構築します。

### 2 国際教育の推進

外国語指導助手を複数名配置し、外国の文化や歴史、習慣などを学び、国際理解教育を推進します。

### 3 情報教育の推進

児童生徒の確かな学力の育成を図るため、ICT教材<sup>(※)</sup>を活用した学習環境の整備を図ります。

また、有害情報から子どもたちを守るため、インターネット利用に係る情報教育を行うとともに、学校と家庭が連携し、インターネット上の危険な書き込みに対応するネットパトロールや携帯電話のフィルタリング<sup>(※)</sup>の徹底を図ります。

### 4 読書教育の推進

学校図書館と町立図書館の連携を図りながら、子どもの読書教育を推進します。

### 5 キャリア教育の推進

児童生徒が将来を見据え、社会的、職業的に自立し社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力をつける取り組みを推進します。

### 6 特色ある学校づくり

地域や学校、児童生徒の実態などに応じて「総合的な学習の時間」等を利用した特色ある取り組みを推進します。

## 7 スクールカウンセラーの活用推進

「スクールカウンセラー」を巡回派遣し、児童生徒が相談しやすい体制を整えます。

## 8 食育の推進

地産地消の取り組みと食育の充実を図るため、食材は町内産もしくは道内産を積極的に取り入れ、地域食材の提供、食育の指導に努めます。

## 9 健康教育の推進

運動習慣の定着をはじめ、心身ともに健康な生活を実践できる資質を育むため、それぞれの学校が特色ある取り組みを行い、健康教育を推進します。

## 10 健全な学校運営

日常の教育活動や学校運営について積極的に情報提供し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を視野に入れ、外部意見や専門的見地からの意見を取り入れることで、開かれた学校づくりを進めます。

## 11 幼保・小中・高等学校の連携強化

学習連携会議の開催など、幼保・小中・高等学校の連携を強化します。

## 12 郷土愛を育む教育の推進

歴史や伝統・文化などを継承し、郷土に誇りを持てるよう郷土愛を育む「美瑛学」を推進します。



## (2)小規模校における複式教育

---

### 現状と課題

美瑛町では、小学校4校、中学校1校の計5校が小規模校で、複式教育を行っています（平成28年3月に小学校1校が閉校）。

小規模校の良さや強みを生かした学校経営の充実と教育活動の推進を目標に、児童生徒一人ひとりの状況に応じて、きめ細かな指導を行っており、今後もこの取り組みを継続するとともに、自ら学び、自ら考える力を育む教育を推進します。

### 基本目標

---

#### 1 小規模校の特性を生かした教育環境の充実

### 基本施策

---

#### 1 教育課程の編成

複式教育に適した教育課程の編成に努めます。また、地域と一体となり、一人ひとりの個性を生かした創意ある教育の推進に努めます。

#### 2 小規模校に特有の教育環境の整備

へき地・複式校と大規模校での教育環境に差がないよう、教育機材の配置、学校行事や授業、部活動等に必要な条件整備に努めます。

#### 3 交流の促進

へき地・複式校合同の宿泊研修や修学旅行、集合学習の実施による大規模校との交流を積極的に推進します。

#### 4 体験教育の推進

地域の特色や小規模校の良さを生かし、地域の教育資源を活用した体験教育を促進します。

## (3)教育環境整備

---

### 現状と課題

美瑛町には現在、小中学校が9校あり（平成28年3月に小学校1校が閉校）、いずれも建築から30年以上経過していることから、美瑛町建設事業等実施計画に基づき、計画的に大規模改修や耐震改修の工事を実施してきました。また、教員住宅においても、計画的に改修を実施しています。今後も施設の状態にあわせ、適正な改修や補修を行うことが必要です。

児童生徒の通学環境については、現在10路線を運航し、通学の足を確保しています。スクールバスの安全な運行を図るため、運行距離や劣化状況を確認しながらバスの更新を行っているほか、学校の備品においても、必要性、緊急性を確認しながら整備しています。

このほか、町内には道立の美瑛高等学校があり、将来を担う人材育成や地域に密着した魅力ある学校づくりを推進するため、教育支援を実施しています。

今後も、子どもたちにとって安全安心に学ぶことができる教育環境の整備に向けた取り組みを行います。

### 基本目標

---

#### 1 子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備

### 基本施策

---

#### 1 学校校舎の改修及び補修

---

子どもたちが、安全安心な学校生活を送れるよう、各学校の建物の状態にあわせ、適正な改修や補修を行います。

#### 2 通学環境の整備

---

スクールバスの運行による通学環境の確保と車両の計画的更新を図ります。

### 3 教職員の資質向上

教職員の指導力、資質向上を図るため、北海道教育委員会などが実施する各種研修事業への参加促進に努めるとともに、町独自の教職員研修を継続的に行います。

### 4 教員住宅の整備

教員住宅の適正な維持管理と計画的改修により、教職員の入居を促し、教育活動に専念できる環境を整えます。

### 5 子どもの安全管理

地域で児童生徒を見守る体制を作るとともに、児童生徒がのびのびと学べる環境を保持するため、日常的な安全管理に努めます。また、子どもたちが互いに尊重しながら教育を受けられる環境づくりに努めます。

### 6 美瑛高等学校への教育支援

美瑛高等学校における特色ある教育に対して支援を行うことで、地域に密着した魅力ある学校づくりを促し、将来を担う人材育成を推進します。

【児童生徒数の推移】

(各年5月1日現在)

年	小学校			中学校			児童・生徒数 合計
	学校数	学級数	児童数(人)	学校数	学級数	生徒数(人)	
平成15年	11校	48学級	554人	3校	15学級	277人	831人
平成20年	7校	47学級	582人	3校	18学級	263人	845人
平成25年	6校	44学級	485人	3校	21学級	295人	780人
平成26年	6校	46学級	464人	3校	20学級	289人	753人
平成27年	6校	46学級	445人	3校	20学級	273人	718人

資料：美瑛町

## 2. 幼児教育

### 現状と課題

社会環境の急速かつ大きな変化、人々の意識や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。家庭や地域社会における教育力を再生し、向上させるためには、幼児施設が、これまでに培ってきた幼児教育のノウハウや成果等を、家庭や地域社会の支援のために十分に活用していく必要があります。

こうした中、幼児教育において、児童生徒の心身の調和のとれた発達を促しながら、人格の完成を目指すことを目標に、幼稚園、保育所及び学校で定期的に学習連携会議を実施し、幼児を取り巻く関係機関との連携を大切にした取り組みを実施しています。

今後も地域や関係機関と連携し、幼児教育の充実に向け取り組みを進めていく必要があります。

### 基本目標

#### 1 幼児の発達と健全な人格形成の促進

### 基本施策

#### 1 学校との連携促進

町内の保育所、幼稚園、子ども支援センター、小学校、中学校、高校の授業交流や参観、出前授業、学習連携等を進め、就学時への円滑な接続を図ります。

#### 2 私立幼稚園への支援

幼児一人ひとりの特性に応じた必要な支援体制の充実に図り、適正な発達を促すために私立幼稚園が実施する事業に対して支援を行います。

## 3. 生涯学習

### (1) 社会教育

#### 現状と課題

少子高齢化、国際化、情報化など、美瑛町を取り巻く環境が急激に変化する中、その変化に対応し、活力あるまちづくりを進めるためには、町民自らが地域の魅力に気付き、学び、自らの知恵と工夫によって、住みよいまちづくりを実践していくことが必要です。

本町では、町民センターを中心とした学習拠点づくりを行い、町民の学習ニーズに応じた社会教育活動を推進しています。引き続き多様なニーズに対応できる体制を維持し、町民の自主的な活動を支援していくことが求められています。

また、生涯各期の目的に応じた学習プログラムの開発と学習機会の充実を進めており、少年期は各種教室の実施、高齢期はすずらん大学の実施を通じて学習活動の機会を提供していますが、青年・中年期対象の事業の充実が今後の課題となっています。

このほか、自然を生かした体験活動や親子のふれあいを深める体験的な学習機会を提供しており、今後も、地域特性を生かした学習メニューや家庭教育の充実につながる学習メニューの開発を行う必要があります。

#### 基本目標

- 1 学習拠点の整備・充実
- 2 自主的な学習活動の支援
- 3 地域の特色ある学習メニューの開発

## 基本施策

### 1 学習拠点の整備

町民センターなど、サークル活動や学習活動の拠点となる場の整備と適正な運営に努めます。また、地域人材育成研修交流センターや郷土学館など新たな施設においても、町民の新たな学習拠点となるよう利用促進に努めます。

### 2 学習機会の充実

青少年期、中年期、高齢期など、生涯各期の特性に応じ、その時代とニーズに合った学習プログラムの開発や講座を開催し、充実した学習の機会を提供します。

### 3 団体・サークルの支援

講師派遣の協力や相談など、学習に取り組む団体やサークルの活動を支援します。

### 4 特色ある学習メニューの創出

自然、風土、歴史など、美瑛町の特性を生かした学習機会の提供に努めます。

### 5 家庭教育の充実

親子で参加できる新たな体験プログラムの開発・提供を行い、家庭教育の充実を支援します。

### 6 地域コミュニティの活性化支援

公民館分館の自主的な事業運営を支援することにより、地域の活性化及び地域コミュニティの維持を促します。

